

議案第21号

養父市非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正 する条例の制定について

養父市非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成28年 2月25日提出

養父市長 広瀬 栄

養父市条例第 号

養父市非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正 する条例

養父市非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例（平成16年養父市条例第43号）の一部を次のように改正する。

附則第5条第1項の表右欄及び同条第2項の表中「0.86」を「0.88」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の養父市非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例附則第5条第1項及び第2項の規定は、この条例の施行の日以後に支給すべき事由の生じた傷病補償年金及び休業補償並びに同日前に支給すべき事由の生じた同日以後の期間に係る傷病補償年金について適用し、同日前に支給すべき事由の生じた同日前の期間に係る傷病補償年金及び同日前に支給すべき事由の生じた休業補償については、なお従前の例による。

議案第21号 養父市非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例新旧対照条文（下線の部分は改正部分）

現 行			改 正 案		
附 則 （他の法律による給付との調整） 第5条（略）			附 則 （他の法律による給付との調整） 第5条（略）		
傷病補償年金	厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）による障害厚生年金又は被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成24年法律第63号。以下「平成24年一元化法」という。）附則第41条第1項の規定による障害共済年金若しくは平成24年一元化法附則第65条第1項の規定による障害共済年金（以下単に「障害厚生年金等」という。）及び国民年金法（昭和34年法律第141号）による障害基礎年金（同法第30条の4の規定による障害基礎年金を除く。以下単に「障害基礎年金」という。）	0.73	傷病補償年金	厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）による障害厚生年金又は被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成24年法律第63号。以下「平成24年一元化法」という。）附則第41条第1項の規定による障害共済年金若しくは平成24年一元化法附則第65条第1項の規定による障害共済年金（以下単に「障害厚生年金等」という。）及び国民年金法（昭和34年法律第141号）による障害基礎年金（同法第30条の4の規定による障害基礎年金を除く。以下単に「障害基礎年金」という。）	0.73
	障害厚生年金等（当該補償の事由となった障害について障害基礎年金が支給される場合を除く。）	<u>0.86</u>		障害厚生年金等（当該補償の事由となった障害について障害基礎年金が支給される場合を除く。）	<u>0.88</u>
	障害基礎年金（当該補償の事由となった障害について障害厚生年金等又は平成24年一元化法附則第37条第1項に規定する給付のうち障害共済年金（以下「平	0.88		障害基礎年金（当該補償の事由となった障害について障害厚生年金等又は平成24年一元化法附則第37条第1項に規定する給付のうち障害共済年金（以下「平	0.88

現 行		改 正 案	
成24年一元化法改正前国共済法による障害共済年金」という。)若しくは平成24年一元化法附則第61条第1項に規定する給付のうち障害共済年金(以下「平成24年一元化法改正前地共済法による障害共済年金」という。)が支給される場合を除く。)		成24年一元化法改正前国共済法による障害共済年金」という。)若しくは平成24年一元化法附則第61条第1項に規定する給付のうち障害共済年金(以下「平成24年一元化法改正前地共済法による障害共済年金」という。)が支給される場合を除く。)	
(略)		(略)	
2 (略)		2 (略)	
障害厚生年金等及び障害基礎年金	0.73	障害厚生年金等及び障害基礎年金	0.73
障害厚生年金等(当該補償の事由となった障害について障害基礎年金が支給される場合を除く。)	<u>0.86</u>	障害厚生年金等(当該補償の事由となった障害について障害基礎年金が支給される場合を除く。)	<u>0.88</u>
障害基礎年金(当該補償の事由となった障害について障害厚生年金等又は平成24年一元化法改正前国共済法による障害共済年金若しくは平成24年一元化法改正前地共済法による障害共済年金が支給される場合を除く。)	0.88	障害基礎年金(当該補償の事由となった障害について障害厚生年金等又は平成24年一元化法改正前国共済法による障害共済年金若しくは平成24年一元化法改正前地共済法による障害共済年金が支給される場合を除く。)	0.88
(略)		(略)	

議案第22号

養父市投票管理者等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について

養父市投票管理者等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成28年 2月25日提出

養父市長 広瀬 栄

養父市条例第 号

養父市投票管理者等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

養父市投票管理者等の報酬及び費用弁償に関する条例（平成16年養父市条例第48号）の一部を次のように改正する。

第2条第1号の表中

投票所の投票立会人	日額 10,700円	を
期日前投票所の投票立会人	日額 9,500円	

投票所の投票立会人	日額 10,700円	に改める。
期日前投票所の投票立会人	日額 9,500円	
指定病院等の不在者投票における外部立会人	日額 10,700円	

第2条第1号の備考中「又は期日前投票所の投票立会人」を「、期日前投票所の投票立会人又は指定病院等の不在者投票における外部立会人」に改める。

附 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

議案第22号 養父市投票管理者等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例新旧対照条文（下線の部分は改正部分）

現 行	改 正 案																										
<p>(報酬の額)</p> <p>第2条 (略)</p> <p>(1) (略)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">区分</th> <th style="text-align: center;">報酬の額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td><u>投票所の投票立会人</u></td> <td>日額 <u>10,700円</u></td> </tr> <tr> <td><u>期日前投票所の投票立会人</u></td> <td>日額 <u>9,500円</u></td> </tr> <tr> <td>開票立会人</td> <td>日額 8,800円</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">(略)</td> </tr> <tr> <td>開票管理者</td> <td>日額 10,600円</td> </tr> </tbody> </table> <p>備考</p> <p>投票所の投票立会人又は期日前投票所の投票立会人の報酬の額については、立会時間内に交替する場合その他立会時間を短縮する場合においては、その報酬の額の範囲内で選挙管理委員会が市長と協議して定める額とする。</p> <p>(2)・(3) (略)</p>	区分	報酬の額	<u>投票所の投票立会人</u>	日額 <u>10,700円</u>	<u>期日前投票所の投票立会人</u>	日額 <u>9,500円</u>	開票立会人	日額 8,800円	(略)		開票管理者	日額 10,600円	<p>(報酬の額)</p> <p>第2条 (略)</p> <p>(1) (略)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">区分</th> <th style="text-align: center;">報酬の額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td><u>投票所の投票立会人</u></td> <td>日額 <u>10,700円</u></td> </tr> <tr> <td><u>期日前投票所の投票立会人</u></td> <td>日額 <u>9,500円</u></td> </tr> <tr> <td><u>指定病院等の不在者投票における外部立会人</u></td> <td>日額 <u>10,700円</u></td> </tr> <tr> <td>開票立会人</td> <td>日額 8,800円</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">(略)</td> </tr> <tr> <td>開票管理者</td> <td>日額 10,600円</td> </tr> </tbody> </table> <p>備考</p> <p>投票所の投票立会人、<u>期日前投票所の投票立会人又は指定病院等の不在者投票における外部立会人の報酬の額</u>については、立会時間内に交替する場合その他立会時間を短縮する場合においては、その報酬の額の範囲内で選挙管理委員会が市長と協議して定める額とする。</p> <p>(2)・(3) (略)</p>	区分	報酬の額	<u>投票所の投票立会人</u>	日額 <u>10,700円</u>	<u>期日前投票所の投票立会人</u>	日額 <u>9,500円</u>	<u>指定病院等の不在者投票における外部立会人</u>	日額 <u>10,700円</u>	開票立会人	日額 8,800円	(略)		開票管理者	日額 10,600円
区分	報酬の額																										
<u>投票所の投票立会人</u>	日額 <u>10,700円</u>																										
<u>期日前投票所の投票立会人</u>	日額 <u>9,500円</u>																										
開票立会人	日額 8,800円																										
(略)																											
開票管理者	日額 10,600円																										
区分	報酬の額																										
<u>投票所の投票立会人</u>	日額 <u>10,700円</u>																										
<u>期日前投票所の投票立会人</u>	日額 <u>9,500円</u>																										
<u>指定病院等の不在者投票における外部立会人</u>	日額 <u>10,700円</u>																										
開票立会人	日額 8,800円																										
(略)																											
開票管理者	日額 10,600円																										

議案第23号

養父市職員の特殊勤務手当支給条例の一部を改正する条例の制定
について

養父市職員の特殊勤務手当支給条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成28年 2 月 25 日 提出

養父市長 広 瀬 栄

養父市条例第 号

養父市職員の特殊勤務手当支給条例の一部を改正する条例

養父市職員の特殊勤務手当支給条例（平成16年養父市条例第55号）の一部を次のように改正する。

第2条の「別表のとおりとする。」の次に「なお、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の17の規定により派遣等をされる職員についても支給できるものとする。」を加える。

附 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

議案第23号 養父市職員の特殊勤務手当支給条例の一部を改正する条例新旧対照条文（下線の部分は改正部分）

現 行	改 正 案
<p>(特殊勤務手当の種別及び支給額並びに支給区分)</p> <p>第2条 特殊勤務手当の種別及び支給額並びに支給区分は、別表のとおりとする。</p>	<p>(特殊勤務手当の種別及び支給額並びに支給区分)</p> <p>第2条 特殊勤務手当の種別及び支給額並びに支給区分は、別表のとおりとする。<u>なお、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の17の規定により派遣等をされる職員についても支給できるものとする。</u></p>

議案第24号

養父市特別会計条例の一部を改正する条例の制定について
養父市特別会計条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成28年2月25日提出

養父市長 広瀬 栄

養父市条例第一号

養父市特別会計条例の一部を改正する条例

養父市特別会計条例（平成16年養父市条例第59号）の一部を次のように改正する。

第1条中第7号を削り、第8号を第7号とする。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正前の養父市特別会計条例の規定に基づく氷ノ山国際スキー場事業特別会計に係る平成27年度の出納の閉鎖は、なお従前の例による。

議案第24号 養父市特別会計条例の一部を改正する条例新旧対照条文（下線の部分は改正部分）

現 行	改 正 案
<p>(設置)</p> <p>第1条 地方自治法(昭和22年法律第67号。以下「法」という。)第209条第2項の規定に基づき、次の各号に掲げる特別会計を当該各号に掲げる事業の円滑な運営と経理の適正を図るため設置する。</p> <p>(1) 国民健康保険特別会計 国民健康保険事業 国民健康保険直営診療所事業</p> <p>(2) 養父歯科診療所特別会計 診療所事業</p> <p>(3) 後期高齢者医療特別会計 後期高齢者医療事業</p> <p>(4) 介護保険特別会計 介護保険事業</p> <p>(5) 簡易水道事業特別会計 簡易水道事業</p> <p>(6) 下水道事業特別会計 公共下水道事業、特定環境保全公共下水道事業、小規模集合排水事業、特定地域生活排水処理事業、個別排水処理施設事業、農業集落排水事業</p> <p><u>(7) 氷ノ山国際スキー場事業特別会計 氷ノ山国際スキー場事業</u></p> <p><u>(8) 水道事業会計 上水道事業</u></p>	<p>(設置)</p> <p>第1条 地方自治法(昭和22年法律第67号。以下「法」という。)第209条第2項の規定に基づき、次の各号に掲げる特別会計を当該各号に掲げる事業の円滑な運営と経理の適正を図るため設置する。</p> <p>(1) 国民健康保険特別会計 国民健康保険事業 国民健康保険直営診療所事業</p> <p>(2) 養父歯科診療所特別会計 診療所事業</p> <p>(3) 後期高齢者医療特別会計 後期高齢者医療事業</p> <p>(4) 介護保険特別会計 介護保険事業</p> <p>(5) 簡易水道事業特別会計 簡易水道事業</p> <p>(6) 下水道事業特別会計 公共下水道事業、特定環境保全公共下水道事業、小規模集合排水事業、特定地域生活排水処理事業、個別排水処理施設事業、農業集落排水事業</p> <p><u>(7) 水道事業会計 上水道事業</u></p>

議案第25号

養父市税条例の一部を改正する条例の制定について

養父市税条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成28年2月25日提出

養父市長 広瀬 栄

養父市条例第 号

養父市税条例の一部を改正する条例

養父市税条例（平成16年養父市条例第60号）の一部を次のように改正する。

第8条から第17条までを次のように改める。

（徴収猶予に係る市の徴収金の分割納付又は分割納入の方法）

第8条 地方税法（昭和25年法律第226号。以下「法」という。）第15条第3項及び第5項に規定する条例で定める方法は、猶予をする期間内の各月（やむを得ない事情があると市長が認めるときは、当該期間内の市長が指定する月）に分割して納付し、又は納入させるものとする。

2 市長は、法第15条第3項又は第5項の規定により、同条第1項若しくは第2項の規定による徴収の猶予（以下この節において「徴収の猶予」という。）又は同条第4項の規定による徴収の猶予をした期間の延長（次項及び第4項において「徴収の猶予期間の延長」という。）に係る市の徴収金を分割して納付し、又は納入させる場合においては、当該分割納付又は当該分割納入の各納付期限又は各納入期限及び各納付期限又は各納入期限ごとの納付金額又は納入金額を定めるものとする。

3 市長は、徴収の猶予又は徴収の猶予期間の延長を受けた者がその納付期限又は納入期限までに納付し、又は納入することができないことにつきやむを得ない理由があると認めるときは、前項の規定により定めた分割納付又は分割納入の各納付期限又は各納入期限ごとの納付金額又は納入金額を変更することができる。

4 市長は、第2項の規定により分割納付又は分割納入の各納付期限又は各納入期限及び各納付期限又は各納入期限ごとの納付金額又は納入金額を定めたときは、その旨、当該分割納付又は分割納入の各納付期限又は各納入期限及

び各納付期限又は各納入期限ごとの納付金額又は納入金額その他必要な事項を当該徴収の猶予又は当該徴収の猶予期間の延長を受けた者に通知しなければならない。

- 5 市長は、第3項の規定により分割納付又は分割納入の各納付期限又は各納入期限ごとの納付金額又は納入金額を変更したときは、その旨、その変更後の各納付期限又は各納入期限及び各納付期限又は各納入期限ごとの納付金額又は納入金額その他必要な事項を当該変更を受けた者に通知しなければならない。

(徴収猶予の申請手続等)

第9条 法第15条の2第1項に規定する条例で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 法第15条第1項各号のいずれかに該当する事実があること及びその該当する事実に基づき市の徴収金を一時に納付し、又は納入することができない事情の詳細
- (2) 納付し、又は納入すべき市の徴収金の年度、種類、納期限及び金額
- (3) 前号の金額のうち当該猶予を受けようとする金額
- (4) 当該猶予を受けようとする期間
- (5) 分割納付又は分割納入の方法により納付又は納入を行うかどうか(分割納付又は分割納入の方法により納付又は納入を行う場合にあっては、分割納付又は分割納入の各納付期限又は各納入期限及び各納付期限又は各納入期限ごとの納付金額又は納入金額を含む。)
- (6) 猶予を受けようとする金額が100万円を超え、かつ、猶予期間が3月を超える場合には、提供しようとする法第16条第1項各号に掲げる担保の種類、数量、価額及び所在(その担保が保証人の保証であるときは、保証人の氏名及び住所又は居所)その他担保に関し参考となるべき事項(担保を提供することができない特別の事情があるときは、その事情)

2 法第15条の2第1項に規定する条例で定める書類は、次に掲げる書類とする。

- (1) 法第15条第1項各号のいずれかに該当する事実を証するに足りる書類
- (2) 財産目録その他の資産及び負債の状況を明らかにする書類

- (3) 猶予を受けようとする日前1年間の収入及び支出の実績並びに同日以後の収入及び支出の見込みを明らかにする書類
 - (4) 猶予を受けようとする金額が100万円を超え、かつ、猶予期間が3月を超える場合には、地方税法施行令(昭和25年政令第245号。以下「令」という。)第6条の10の規定により提出すべき書類その他担保の提供に関し必要となる書類
- 3 法第15条の2第2項に規定する条例で定める事項は、次に掲げる事項とする。
- (1) 市の徴収金を一時に納付し、又は納入することができない事情の詳細
 - (2) 第1項第2号から第6号までに掲げる事項
- 4 法第15条の2第2項及び第3項に規定する条例で定める書類は、第2項第2号から第4号までに掲げる書類とする。
- 5 法第15条の2第3項に規定する条例で定める事項は、次に掲げる事項とする。
- (1) 猶予期間の延長を受けようとする市の徴収金の年度、種類、納期限及び金額
 - (2) 猶予期間内にその猶予を受けた金額を納付し、又は納入することができないやむを得ない理由
 - (3) 猶予期間の延長を受けようとする期間
 - (4) 第1項第5号及び第6号に掲げる事項
- 6 法第15条の2第4項に規定する条例で定める書類は、第2項第4号に掲げる書類とする。
- 7 法第15条の2第8項に規定する条例で定める期間は、20日とする。
(職権による換価の猶予の手続等)
- 第10条 法第15条の5第2項において読み替えて準用する法第15条第3項及び第5項に規定する条例で定める方法は、猶予をする期間内の各月(やむを得ない事情があると市長が認めるときは、当該期間内の市長が指定する月)に分割して納付し、又は納入させるものとする。
- 2 第8条第2項から第5項までの規定は、法第15条の5第2項において読み替えて準用する法第15条第3項又は第5項の規定により、分割して納付し、

又は納入させる場合について準用する。

- 3 法第15条の5の2第1項及び第2項に規定する条例で定める書類は、次に掲げる書類とする。
 - (1) 第9条第2項第2号から第4号までに掲げる書類
 - (2) 分割納付又は分割納入させるために必要となる書類
(申請による換価の猶予の申請手続等)

第11条 法第15条の6第1項に規定する条例で定める期間は、6月とする。

- 2 法第15条の6第3項において準用する法第15条第3項及び第5項に規定する条例で定める方法は、猶予をする期間内の各月（やむを得ない事情があると市長が認めるときは、当該期間内の市長が指定する月）に分割して納付し、又は納入させるものとする。
- 3 第8条第2項から第5項までの規定は、法第15条の6第3項において準用する法第15条第3項又は第5項の規定により、分割して納付し、又は納入させる場合について準用する。
- 4 法第15条の6の2第1項に規定する条例で定める事項は、次に掲げる事項とする。
 - (1) 市の徴収金を一時に納付し、又は納入することにより事業の継続又は生活の維持が困難となる事情の詳細
 - (2) 第9条第1項第2号から第4号まで及び第6号に掲げる事項
 - (3) 分割納付又は分割納入の各納付期限又は各納入期限及び各納付期限又は各納入期限ごとの納付金額又は納入金額
- 5 法第15条の6の2第1項及び第2項に規定する条例で定める書類は、第9条第2項第2号から第4号までに掲げる書類とする。
- 6 法第15条の6の2第2項に規定する条例で定める事項は、次に掲げる事項とする。
 - (1) 第9条第1項第6号に掲げる事項
 - (2) 第9条第5項第1号から第3号までに掲げる事項
 - (3) 第6項第3号に掲げる事項
- 7 法第15条の6の2第3項において準用する法第15条の2第8項に規定する期間は、20日とする。

(担保を徴する必要がない場合)

第12条 法第16条に規定する条例で定める場合は、猶予に係る金額が100万円以下である場合、猶予期間が3月以内である場合又は担保を徴することができない特別の事情がある場合とする。

第13条から第17条まで 削除

第51条第2項第1号中「又は名称、住所若しくは居所又は事務所若しくは事業所の所在地及び個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいう。）又は法人番号」を「及び住所又は居所（法人にあっては、名称、事務所又は事業所の所在地及び法人番号）」に改める。

第56条中「独立行政法人労働者健康福祉機構」を「独立行政法人労働者健康安全機構」に改める。

第139条の3第2項第1号中「個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいう。以下この号において同じ。）又は」を削り、「同条第15項」を「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第15項」に改め、「個人番号又は」を削る。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第8条から第17条まで及び第56条の改正規定は平成28年4月1日から施行する。

(徴収猶予、職権による換価の猶予及び申請による換価の猶予に関する経過措置)

第2条 この条例による改正後の市税条例（以下「新条例」という。）第8条、第9条及び第12条（地方税法等の一部を改正する法律（平成27年法律第2号。以下、「平成27年改正法」という。）附則第1条第6号に掲げる規定による改正後の地方税法（昭和25年法律第226号。以下この条において「28年新法」という。）第15条第1項又は第2項の規定による徴収の猶予に係る部分に限る。）の規定は、前条ただし書に掲げる規定の施行の日以後に申請される28年新法第15条第1項又は第2項の規定による徴収の猶予について適用し、同日前に

申請された平成27年改正法附則第1条第6号に掲げる規定による改正前の地方税法（以下この条において「28年旧法」という。）第15条第1項又は第2項の規定による徴収の猶予については、なお従前の例による。

2 新条例第10条及び第12条（28年新法第15条の5第1項の規定による換価の猶予に係る部分に限る。）の規定は、前条ただし書に掲げる規定の施行の日以後にされる同項の規定による換価の猶予について適用し、同日前にされた28年旧法第15条の5第1項の規定による換価の猶予については、なお従前の例による。

3 新条例第11条及び第12条（28年新法第15条の6第1項の規定による換価の猶予に係る部分に限る。）の規定は、前条ただし書に掲げる規定の施行の日以後に同項に規定する納期限が到来する地方団体の徴収金について適用する。

議案第25号 養父市税条例の一部を改正する条例新旧対照条文（下線の部分は改正部分）

現 行	改 正 案
<p>第8条から第17条まで 削除</p>	<p><u>（徴収猶予に係る市の徴収金の分割納付又は分割納入の方法）</u></p> <p><u>第8条 地方税法（昭和25年法律第226号。以下「法」という。）第15条第3項及び第5項に規定する条例で定める方法は、猶予をする期間内の各月（やむを得ない事情があると市長が認めるときは、当該期間内の市長が指定する月）に分割して納付し、又は納入させるものとする。</u></p> <p><u>2 市長は、法第15条第3項又は第5項の規定により、同条第1項若しくは第2項の規定による徴収の猶予（以下この節において「徴収の猶予」という。）又は同条第4項の規定による徴収の猶予をした期間の延長（次項及び第4項において「徴収の猶予期間の延長」という。）に係る市の徴収金を分割して納付し、又は納入させる場合においては、当該分割納付又は当該分割納入の各納付期限又は各納入期限及び各納付期限又は各納入期限ごとの納付金額又は納入金額を定めるものとする。</u></p> <p><u>3 市長は、徴収の猶予又は徴収の猶予期間の延長を受けた者がその納付期限又は納入期限までに納付し、又は納入することができないことにつきやむを得ない理由があると認めるときは、前項の規定により定めた分割納付又は分割納入の各納付期限又は各納入期限ごとの納付金額又は納入金額を変更することができる。</u></p> <p><u>4 市長は、第2項の規定により分割納付又は分割納入の各納付期限又は各納入期限及び各納付期限又は各納入期限ごとの納付金額又は納入金額を定めるときは、その旨、当該分割納付又は分割納入の各納付期限又は各納入期限及び各納付期限又は各納入期限ごとの納付金額又は納入金額その他必要な事項を当該徴収の猶予又は当該徴収の猶予期間の延長を受けた者に通知しなければならない。</u></p>

現 行	改 正 案
	<p>5 <u>市長は、第3項の規定により分割納付又は分割納入の各納付期限又は各納入期限ごとの納付金額又は納入金額を変更したときは、その旨、その変更後の各納付期限又は各納入期限及び各納付期限又は各納入期限ごとの納付金額又は納入金額その他必要な事項を当該変更を受けた者に通知しなければならない。</u> <u>(徴収猶予の申請手続等)</u></p> <p>第9条 <u>法第15条の2第1項に規定する条例で定める事項は、次に掲げる事項とする。</u></p> <p>(1) <u>法第15条第1項各号のいずれかに該当する事実があること及びその該当する事実に基づき市の徴収金を一時に納付し、又は納入することができない事情の詳細</u></p> <p>(2) <u>納付し、又は納入すべき市の徴収金の年度、種類、納期限及び金額</u></p> <p>(3) <u>前号の金額のうち当該猶予を受けようとする金額</u></p> <p>(4) <u>当該猶予を受けようとする期間</u></p> <p>(5) <u>分割納付又は分割納入の方法により納付又は納入を行うかどうか(分割納付又は分割納入の方法により納付又は納入を行う場合にあっては、分割納付又は分割納入の各納付期限又は各納入期限及び各納付期限又は各納入期限ごとの納付金額又は納入金額を含む。)</u></p> <p>(6) <u>猶予を受けようとする金額が100万円を超え、かつ、猶予期間が3月を超える場合には、提供しようとする法第16条第1項各号に掲げる担保の種類、数量、価格及び所在(その担保が保証人の保証であるときは、保証人の氏名及び住所又は居所)その他担保に関し参考となるべき事情(担保を提供することができない特別の事情があるときは、その事情)</u></p> <p>2 <u>法第15条の2第1項に規定する条例で定める書類は、次に掲げる書類とする。</u></p>

現 行	改 正 案
	<p>(1) <u>法第15条第1項各号のいずれかに該当する事実を証するに足りる書類</u></p> <p>(2) <u>財産目録その他の資産及び負債の状況を明らかにする書類</u></p> <p>(3) <u>猶予を受けようとする日前1年間の収入及び支出の実績並びに同日以後の収入及び支出の見込みを明らかにする書類</u></p> <p>(4) <u>猶予を受けようとする金額が100万円を超え、かつ、猶予期間が3月を超える場合には、地方税法施行令(昭和25年政令第245号。以下「令」という。)第6条の10の規定により提出すべき書類その他担保の提供に関し必要となる書類</u></p> <p>3 <u>法第15条の2第2項に規定する条例で定める事項は、次に掲げる事項とする。</u></p> <p>(1) <u>市の徴収金を一時に納付し、又は納入することができない事情の詳細</u></p> <p>(2) <u>第1項第2号から第6号までに掲げる事項</u></p> <p>4 <u>法第15条の2第2項及び第3項に規定する条例で定める書類は、第2項第2号から第4号までに掲げる書類とする。</u></p> <p>5 <u>法第15条の2第3項に規定する条例で定める事項は、次に掲げる事項とする。</u></p> <p>(1) <u>猶予期間の延長を受けようとする市の徴収金の年度、種類、納期限及び金額</u></p> <p>(2) <u>猶予期間内にその猶予を受けた金額を納付し、又は納入することができないやむを得ない理由</u></p> <p>(3) <u>猶予期間の延長を受けようとする期間</u></p> <p>(4) <u>第1項第5号及び第6号に掲げる事項</u></p> <p>6 <u>法第15条の2第4項に規定する条例で定める書類は、第2項第4号に掲げる書類とする。</u></p>

現 行	改 正 案
	<p>7 <u>法第15条の2第8項に規定する条例で定める期間は、20日とする。</u> <u>(職権による換価の猶予の手續等)</u></p> <p>第10条 <u>法第15条の5第2項において読み替えて準用する法第15条第3項及び第5項に規定する条例で定める方法は、猶予をする期間内の各月(やむを得ない事情があると市長が認めるときは、当該期間内の市長が指定する月)に分割して納付し、又は納入させるものとする。</u></p> <p>2 <u>第8条第2項から第5項までの規定は、法第15条の5第2項において読み替えて準用する法第15条第3項又は第5項の規定により、分割して納付し、又は納入させる場合について準用する。</u></p> <p>3 <u>法第15条の5の2第1項及び第2項に規定する条例で定める書類は、次に掲げる書類とする。</u> (1) <u>第9条第2項第2号から第4号までに掲げる書類</u> (2) <u>分割納付又は分割納入させるために必要となる書類</u> <u>(申請による換価の猶予の申請手續等)</u></p> <p>第11条 <u>法第15条の6第1項に規定する条例で定める期間は、6月とする。</u></p> <p>2 <u>法第15条の6第3項において準用する法第15条第3項及び第5項に規定する条例で定める方法は、猶予をする期間内の各月(やむを得ない事情があると市長が認めるときは、当該期間内の市長が指定する月)に分割して納付し、又は納入させるものとする。</u></p> <p>3 <u>第8条第2項から第5項までの規定は、法第15条の6第3項において準用する法第15条第3項又は第5項の規定により、分割して納付し、又は納入させる場合について準用する。</u></p> <p>4 <u>法第15条の6の2第1項に規定する条例で定める事項は、次に掲げる事項とする。</u></p>

現 行	改 正 案
<p>(市民税の減免)</p> <p>第51条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>(1) 納税義務者の氏名又は名称、住所若しくは居所又は事務所若しくは事業所の所在地及び個人番号(行政手続における特定の個人を識別するための番号</p>	<p>(1) <u>市の徴収金を一時に納付し、又は納入することにより事業の継続又は生活の維持が困難となる事情の詳細</u></p> <p>(2) <u>第9条第1項第2号から第4号まで及び第6号に掲げる事項</u></p> <p>(3) <u>分割納付又は分割納入の各納付期限又は各納入期限及び各納付期限又は各納入期限ごとの納付金額又は納入金額</u></p> <p>5 <u>法第15条の6の2第1項及び第2項に規定する条例で定める書類は、第9条第2項第2号から第4号までに掲げる書類とする。</u></p> <p>6 <u>法第15条の6の2第2項に規定する条例で定める事項は、次に掲げる事項とする。</u></p> <p>(1) <u>第9条第1項第6号に掲げる事項</u></p> <p>(2) <u>第9条第5項第1号から第3号までに掲げる事項</u></p> <p>(3) <u>第6項第3号に掲げる事項</u></p> <p>7 <u>法第15条の6の2第3項において準用する法第15条の2第8項に規定する期間は、20日とする。</u></p> <p><u>(担保を徴する必要がない場合)</u></p> <p>第12条 <u>法第16条に規定する条例で定める場合は、猶予に係る金額が100万円以下である場合、猶予期間が3月以内である場合又は担保を徴することができない特別の事情がある場合とする。</u></p> <p>第13条から第17条まで 削除</p> <p>(市民税の減免)</p> <p>第51条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>(1) <u>納税義務者の氏名及び住所又は居所(法人にあつては、名称、事務所又は事業所の所在地及び法人番号)</u></p>

現 行	改 正 案
<p>の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいう。)又は法人番号</p> <p>第56条 法第348条第2項第9号、第9号の2又は第12号の固定資産について同項本文の規定の適用を受けようとする者は、土地については第1号及び第2号に、家屋については第3号及び第4号に、償却資産については第5号及び第6号に掲げる事項を記載した申告書を、当該土地、家屋又は償却資産が学校法人若しくは私立学校法(昭和24年法律第270号)第64条第4項の法人、公益社団法人若しくは公益財団法人、宗教法人若しくは社会福祉法人で幼稚園を設置するもの、医療法(昭和23年法律第205号)第31条の公的医療機関の開設者、令第49条の10第1項に規定する医療法人、公益社団法人若しくは公益財団法人、一般社団法人(非営利型法人(法人税法第2条第9号の2に規定する非営利型法人をいう。以下この条において同じ。)に該当するものに限る。)若しくは一般財団法人(非営利型法人に該当するものに限る。)、社会福祉法人、<u>独立行政法人労働者健康福祉機構</u>、健康保険組合若しくは健康保険組合連合会若しくは国家公務員共済組合若しくは国家公務員共済組合連合会で看護師、准看護師、歯科衛生士、歯科技工士、助産師、臨床検査技師、理学療法士若しくは作業療法士の養成所を設置するもの、公益社団法人若しくは公益財団法人で図書館を設置するもの、公益社団法人若しくは公益財団法人若しくは宗教法人で博物館法(昭和26年法律第285号)第2条第1項の博物館を設置するもの又は公益社団法人若しくは公益財団法人で学術の研究を目的とするもの(以下この条において「学校法人等」という。)の所有に属しないものである場合においては当該土地、家屋又は償却資産を当該学校法人等に無料で使用させていることを証明する書面を添付して、市長に提出しなければならない。</p> <p>(1)～(6) (略)</p>	<p>第56条 法第348条第2項第9号、第9号の2又は第12号の固定資産について同項本文の規定の適用を受けようとする者は、土地については第1号及び第2号に、家屋については第3号及び第4号に、償却資産については第5号及び第6号に掲げる事項を記載した申告書を、当該土地、家屋又は償却資産が学校法人若しくは私立学校法(昭和24年法律第270号)第64条第4項の法人、公益社団法人若しくは公益財団法人、宗教法人若しくは社会福祉法人で幼稚園を設置するもの、医療法(昭和23年法律第205号)第31条の公的医療機関の開設者、令第49条の10第1項に規定する医療法人、公益社団法人若しくは公益財団法人、一般社団法人(非営利型法人(法人税法第2条第9号の2に規定する非営利型法人をいう。以下この条において同じ。)に該当するものに限る。)若しくは一般財団法人(非営利型法人に該当するものに限る。)、社会福祉法人、<u>独立行政法人労働者健康安全機構</u>、健康保険組合若しくは健康保険組合連合会若しくは国家公務員共済組合若しくは国家公務員共済組合連合会で看護師、准看護師、歯科衛生士、歯科技工士、助産師、臨床検査技師、理学療法士若しくは作業療法士の養成所を設置するもの、公益社団法人若しくは公益財団法人で図書館を設置するもの、公益社団法人若しくは公益財団法人若しくは宗教法人で博物館法(昭和26年法律第285号)第2条第1項の博物館を設置するもの又は公益社団法人若しくは公益財団法人で学術の研究を目的とするもの(以下この条において「学校法人等」という。)の所有に属しないものである場合においては当該土地、家屋又は償却資産を当該学校法人等に無料で使用させていることを証明する書面を添付して、市長に提出しなければならない。</p> <p>(1)～(6) (略)</p>

現 行	改 正 案
<p>(特別土地保有税の減免)</p> <p>第139条の3 (略)</p> <p>2 前項の規定によって特別土地保有税の減免を受けようとする者は、納期限までに、次に掲げる事項を記載した申請書にその減免を受けようとする事由を証明する書類を添付して市長に提出しなければならない。</p> <p>(1) 納税義務者の住所、氏名又は名称及び<u>個人番号</u>(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいう。以下この号において同じ。)又は法人番号(同条第15項に規定する法人番号をいう。以下この号において同じ。)(<u>個人番号又は法人番号</u>を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称)</p> <p>(2)・(3) (略)</p> <p>3 (略)</p>	<p>(特別土地保有税の減免)</p> <p>第139条の3 (略)</p> <p>2 前項の規定によって特別土地保有税の減免を受けようとする者は、納期限までに、次に掲げる事項を記載した申請書にその減免を受けようとする事由を証明する書類を添付して市長に提出しなければならない。</p> <p>(1) 納税義務者の住所、氏名又は名称及び法人番号(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第15項に規定する法人番号をいう。以下この号において同じ。)(法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称)</p> <p>(2)・(3) (略)</p> <p>3 (略)</p>

議案第26号

養父市消防団員の定員、任免、報酬、服務等に関する条例及び養父市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定について

養父市消防団員の定員、任免、報酬、服務等に関する条例及び養父市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成28年2月25日提出

養父市長 広瀬 栄

養父市条例第 号

養父市消防団員の定員、任免、報酬、服務等に関する条例及び養父市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例

(養父市消防団員の定員、任免、報酬、服務等に関する条例の一部改正)

第1条 養父市消防団員の定員、任免、報酬、服務等に関する条例(平成16年養父市条例第274号)の一部を次のように改正する。

第2条の次に次の1条を加える。

(区分)

第2条の2 団員は、基本消防団員及び機能別消防団員とする。

2 基本消防団員は、機能別消防団員以外の全ての団員とする。

3 機能別消防団員は、市長が定める特定の任務に限り従事する団員とする。

第12条に次のただし書きを加える。

ただし、機能別消防団員には報酬を支給しない。

(養父市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部改正)

第2条 養父市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例(平成16年養父市条例第276号)の一部を次のように改正する。

第6条中第5号を第6号とし、第4号の次に次の1号を加える。

(5) 機能別消防団員として職務の範囲が限定されている者

附 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

議案第26号 養父市消防団員の定員、任免、報酬、服務等に関する条例及び養父市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定について

第1条 養父市消防団員の定員、任免、報酬、服務等に関する条例の一部を改正する条例新旧対照条文（下線の部分は改正部分）

現 行	改 正 案
<p>第2条（略）</p> <p>（報酬）</p> <p>第12条 団員には、次により報酬を支給する。</p> <p>(1)～(8) (略)</p>	<p>第2条（略）</p> <p><u>（区分）</u></p> <p>第2条の2 団員は、基本消防団員及び機能別消防団員とする。</p> <p>2 基本消防団員は、機能別消防団員以外の全ての団員とする。</p> <p>3 機能別消防団員は、市長が定める特定の任務に限り従事する団員とする。</p> <p>（報酬）</p> <p>第12条 団員には、次により報酬を支給する。<u>ただし、機能別消防団員には報酬を支給しない。</u></p> <p>(1)～(8) (略)</p>

第2条 養父市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例新旧対照条文（下線の部分は改正部分）

現 行	改 正 案
<p>(退職報償金支給の制限)</p> <p>第6条 (略)</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(5) 前各号に掲げるもののほか、退職報償金を支給することが不相当と認められる者</p>	<p>(退職報償金支給の制限)</p> <p>第6条 (略)</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p><u>(5) 機能別消防団員として職務の範囲が限定されている者</u></p> <p><u>(6) 前各号に掲げるもののほか、退職報償金を支給することが不相当と認められる者</u></p>

議案第27号

養父市消費生活センターの組織及び運営等に関する条例の制定に
ついて

養父市消費生活センターの組織及び運営等に関する条例を次のように定める。

平成28年2月25日提出

養父市長 広瀬 栄

養父市条例第 号

養父市消費生活センターの組織及び運営等に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、消費者安全法（平成21年法律第50号。以下「法」という。）

第10条の2第1項の規定に基づき、消費生活センターの組織及び運営並びに情報の安全管理に関する事項について定めるものとする。

(名称及び住所等の公示)

第2条 市長は、消費生活センターを設置したときは、遅滞なく、次に掲げる事項を公示しなければならない。当該事項を変更したときも、同様とする。

(1) 消費生活センターの名称及び住所

(2) 法第8条第2項第1号及び第2号の事務を行う日及び時間

(消費生活センターの所長及び職員)

第3条 消費生活センターには、消費生活センターの事務を掌理する所長及び消費生活センターの事務を行うために必要な職員を置くものとする。

(消費生活相談員の配置)

第4条 消費生活センターには、法第10条の3第1項に規定する消費生活相談員資格試験に合格した者（不当景品類及び不当表示防止法等の一部を改正する等の法律（平成26年法律第71号）附則第3条の規定により合格した者とみなされた者を含む。）を消費生活相談員として置くものとする。

(消費生活相談員の人材及び処遇の確保)

第5条 消費生活センターは、消費生活相談員が実務の経験を通じて専門的な知識及び技術を体得していることに十分配慮し、消費生活相談員の専門性に鑑み適切な人材及び処遇の確保に必要な措置を講じるものとする。

(消費生活相談等の事務に従事する職員に対する研修)

第6条 消費生活センターは、当該消費生活センターにおいて法第8条第2項各号に掲げる事務に従事する職員に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保するものとする。

(消費生活相談等の事務の実施により得られた情報の安全管理)

第7条 消費生活センターは、法第8条第2項各号に掲げる事務の実施により得られた情報の漏えい、滅失又は毀損の防止その他の当該情報の適切な管理のために必要な措置を講じるものとする。

(委任)

第8条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

議案第28号

養父市福祉医療費等助成条例の一部を改正する条例の制定について
養父市福祉医療費等助成条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成28年2月25日提出

養父市長 広瀬 栄

養父市条例第 号

養父市福祉医療費等助成条例の一部を改正する条例

養父市福祉医療費等助成条例（平成16年養父市条例第125号）の一部を次のように改正する。

第2条第15号中「限る。」の次に「ただし、乳幼児等に係るものを除く。」を加える。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成28年7月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の日前に行われた医療に係る福祉医療費の支給については、改正後の養父市福祉医療費等助成条例の規定にかかわらず、なお従前の例による。

議案第28号 養父市福祉医療費等助成条例の一部を改正する条例新旧対照条文（下線の部分は改正部分）

現 行	改 正 案
<p>(定義) 第2条 (略) (1)～(14) (略) (15) 「被保険者等負担額」とは、当該医療に要する費用の額から医療保険各法の規定により医療の給付を行う者(以下「保険者」という。)が負担すべき額(保険者の規約、定款、運営規則等により医療保険各法に規定する保険給付と併せて当該保険給付に準ずる給付を受けることができる場合における当該支給又は給付を含む。)を控除した額(医療保険各法以外の法令、条例、規則、規程等の規定により国、地方公共団体(保険者である国、地方公共団体を除く。)又は独立行政法人の負担において医療に関する給付が行われな いときに限る。)をいう。 (16)～(19) (略)</p>	<p>(定義) 第2条 (略) (1)～(14) (略) (15) 「被保険者等負担額」とは、当該医療に要する費用の額から医療保険各法の規定により医療の給付を行う者(以下「保険者」という。)が負担すべき額(保険者の規約、定款、運営規則等により医療保険各法に規定する保険給付と併せて当該保険給付に準ずる給付を受けることができる場合における当該支給又は給付を含む。)を控除した額(医療保険各法以外の法令、条例、規則、規程等の規定により国、地方公共団体(保険者である国、地方公共団体を除く。)又は独立行政法人の負担において医療に関する給付が行われな <u>いときに限る。ただし、乳幼児等に係るものを除く。</u>)をいう。 (16)～(19) (略)</p>

議案第29号

養父市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について
養父市介護保険条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成28年2月25日提出

養父市長 広瀬 栄

養父市条例第 号

養父市介護保険条例の一部を改正する条例
養父市介護保険条例（平成16年養父市条例第155号）の一部を次のように改正する。

附則第6条第3項及び第4項中「平成29年3月31日」を「平成28年3月31日」に、「平成29年4月1日」を「平成28年4月1日」に改める。

附 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

議案第29号 養父市介護保険条例の一部を改正する条例新旧対照条文（下線の部分は改正部分）

現 行	改 正 案
<p>附 則 （改正法附則第40条に規定する介護予防・日常生活支援総合事業等に関する経過措置）</p> <p>第6条（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 法第115条の45第2項第5号に掲げる生活支援体制整備事業については、その円滑な実施を図るため、平成27年4月1日から<u>平成29年3月31日</u>までは行わず、<u>平成29年4月1日</u>から行うものとする。</p> <p>4 法第115条の45第2項第6号に掲げる認知症総合支援事業については、その円滑な実施を図るため、平成27年4月1日から<u>平成29年3月31日</u>までは行わず、<u>平成29年4月1日</u>から行うものとする。</p>	<p>附 則 （改正法附則第40条に規定する介護予防・日常生活支援総合事業等に関する経過措置）</p> <p>第6条（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 法第115条の45第2項第5号に掲げる生活支援体制整備事業については、その円滑な実施を図るため、平成27年4月1日から<u>平成28年3月31日</u>までは行わず、<u>平成28年4月1日</u>から行うものとする。</p> <p>4 法第115条の45第2項第6号に掲げる認知症総合支援事業については、その円滑な実施を図るため、平成27年4月1日から<u>平成28年3月31日</u>までは行わず、<u>平成28年4月1日</u>から行うものとする。</p>

議案第30号

養父市指定地域密着型サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例の制定について

養父市指定地域密着型サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成28年2月25日提出

養父市長 広瀬 栄

養父市条例第 号

養父市指定地域密着型サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例

養父市指定地域密着型サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成25年養父市条例第16号）の一部を次のように改正する。

第7条中「第17条第2項」の次に「、第36条第2項、第40条の15第2項」を加える。

第8条第1項中「第9条第2項」の次に「、第25条第2項（第40条の16において準用する場合を含む。）」を加える。

附 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

議案第30号 養父市指定地域密着型サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例新旧対照条文（下線の部分は改正部分）

現 行	改 正 案
<p>(記録の保存期間)</p> <p>第7条 第2条の規定に基づき運営基準第3条の40第2項、第17条第2項、第60条第2項、第87条第2項、第107条第2項、第128条第2項、第156条第2項(第169条において準用する場合を含む。)及び第181条第2項の規定を適用する場合並びに第5条の規定に基づき予防基準第40条第2項、第63条第2項及び第84条第2項の規定を適用する場合においては、これらの規定中「2年間」とあるのは、「5年間」とする。</p> <p>(自己評価及び外部評価の回数)</p> <p>第8条 運営基準第3条の21第2項、第9条第2項、第50条第2項、第72条第2項、第97条第7項、第118条第6項及び第137条第6項並びに予防基準第41条第2項、第65条第2項及び第86条第2項において行うものとされる自らの提供する介護の質の評価は、1年に1回以上実施しなければならないものとする。</p> <p>2 (略)</p>	<p>(記録の保存期間)</p> <p>第7条 第2条の規定に基づき運営基準第3条の40第2項、第17条第2項、<u>第36条第2項、第40条の15第2項</u>、第60条第2項、第87条第2項、第107条第2項、第128条第2項、第156条第2項(第169条において準用する場合を含む。)及び第181条第2項の規定を適用する場合並びに第5条の規定に基づき予防基準第40条第2項、第63条第2項及び第84条第2項の規定を適用する場合においては、これらの規定中「2年間」とあるのは、「5年間」とする。</p> <p>(自己評価及び外部評価の回数)</p> <p>第8条 運営基準第3条の21第2項、第9条第2項、<u>第25条第2項(第40条の16において準用する場合を含む。)</u>、第50条第2項、第72条第2項、第97条第7項、第118条第6項及び第137条第6項並びに予防基準第41条第2項、第65条第2項及び第86条第2項において行うものとされる自らの提供する介護の質の評価は、1年に1回以上実施しなければならないものとする。</p> <p>2 (略)</p>